

令和7年第2回
笠間市議会定例会会議録 第6号

令和7年6月12日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	畑岡洋二君
副議長	9番	田村幸子君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	8番	内桶克之君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	石松俊雄君
	19番	大関久義君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

18番 大貫千尋君

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君
教	育	長 小沼公道君

市長公室長	堀江正勝君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	瀬谷昌巳君
環境推進部長	小里貴樹君
保健福祉部長	堀内信彦君
こども部長	深澤充君
市立病院事務局長	鈴木昭彦君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	田中博君
上下水道部長	植本純平君
教育部長	松本浩行君
消防長	谷口哲也君
会計管理者	鶴田宏之君
笠間支所長	根本薫君
岩間支所長	橋本祐一君

出席議会事務局職員

議会事務局長	山田正巳
議会事務局次長	石井謙
次長補佐	鶴田貴子
主査	上馬健介
係長	神長利久

議事日程第6号

令和7年6月12日（木曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 諮問第1号 審査請求に関する諮問について
- 議案第64号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第65号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第66号 動産購入契約の締結について（基幹系パソコン購入）
- 議案第67号 動産購入契約の締結について（基幹系プリンター購入）
- 議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

- 日程第3 議案第69号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議員提出議案第1号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 諮問第1号 審査請求に関する諮問について
- 議案第64号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第65号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第66号 動産購入契約の締結について（基幹系パソコン購入）
- 議案第67号 動産購入契約の締結について（基幹系プリンター購入）
- 議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第69号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議員提出議案第1号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（畑岡洋二君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は18番大貫千尋君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（畑岡洋二君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第6号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（畑岡洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番坂本奈央子君、7番安見貴志君を指名いたします。

諮問第 1号 審査請求に関する諮問について

議案第64号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第65号 市道路線の廃止及び認定について

議案第66号 動産購入契約の締結について（基幹系パソコン購入）

議案第67号 動産購入契約の締結について（基幹系プリンター購入）

議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

○議長（畑岡洋二君） 日程第2、諮問第1号 審査請求に関する諮問についてから、議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の6件を一括議題といたします。

各常任委員会の審査が終了しておりますので、これより各常任委員会の委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務企画委員会委員長より報告願います。

委員長川村和夫君。

〔総務企画委員長 川村和夫君登壇〕

○総務企画委員長（川村和夫君） 今期市議会定例会において、総務企画委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、6月3日に執行部より関係部課長等の出席を求め、付託された諮問第1号並びに議案第66号から議案第68号について、審査を行いました。

審査過程での主な質疑と審査結果について御報告申し上げます。

初めに、諮問第1号 審査請求に関する諮問についてでございます。

本案は、下水道使用料を請求した処分の取消しを求める審査請求について、当該審査請求を棄却することについて、地方自治法の規定に基づき諮問されたものです。

審査の過程では、令和6年第2回定例会に同様の諮問があり、棄却すべきであると答申しており、前回の答申と同様、処分を撤回すべき事由は認められないとの意見がありました。

また、処分庁である下水道課は、審査請求人及び代理人と早急に事案の解決に向けた対応を行うよう附帯意見を加えました。

審査の結果、当委員会としては、審査庁の見解のとおり本件審査請求を棄却すべきであ

ると判断し、資料03議案審査結果表2ページ目の答申案のとおり答申することに決した次第であります。

次に、デジタル戦略課所管の議案第66号及び議案第67号の動産購入の契約の締結については、パソコンやプリンターの入替えについて、設置台数や設置箇所などの質疑がありました。

次に、議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第1号）であります。人事課所管では、職員の公民連携事業に関する研修の内容について質疑がありました。

次に、消防総務課所管では、大規模林野火災に備えた消火活動に必要な消防ホースやジェットシューターなどの保管場所や管理方法などについて質疑がありました。

次に、資源循環課所管では、ゆかいふれあいセンターの指定管理料の算出根拠について、実績や今後の事業計画、光熱水費や人件費の高騰分への対応などを確認しました。また、施設の老朽化に伴う大規模な修繕が発生した場合は、市が対応することを確認しました。

採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案等の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。御報告といたします。

○議長（畑岡洋二君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長鈴木宏治君。

〔教育福祉委員長 鈴木宏治君登壇〕

○教育福祉委員長（鈴木宏治君） 今期市議会定例会において、教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、6月4日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第64号及び議案68号の付託案件の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

まず、質疑についてですが、議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第1号）で学務課所管の大原小学校の早朝見守り活動事業について、開始の経緯、事業の検証、今後の事業展開などに関する質疑がありました。また、図書館所管の施設整備工事費について、笠間図書館の老朽化状況、今年度の整備箇所に関する質疑がありました。

次に、討論であります。議案第64号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論がありました。

以上のような審査を踏まえ、議案第64号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきもの、議案第68号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（畑岡洋二君） 次に、建設産業委員会委員長より報告願います。

委員長長谷川愛子君。

〔建設産業委員長 長谷川愛子君登壇〕

○建設産業委員長（長谷川愛子君） 今期市議会定例会において、建設産業委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果について会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、6月5日、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第65号外1件の付託議案の審査を行いました。

それでは、審査の過程での主な質疑や意見などについて御報告を申し上げます。

初めに、議案第65号 市道路線の廃止及び認定については、市道の幅員など認定基準について質疑がありました。

次に、議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第1号）についてであります。農政課所管では、栗栽培機材導入補助金について、補助対象となる機材、補助率、補助額、補助対象者、面積要件などについて確認いたしました。

観光課所管では、北山公園のローラー滑り台の撤去と撤去後の方針などについて質疑がありました。

建設課所管では、国庫補助金の減額理由や第二鴻巣踏切付近の工事内容、通学路の状況などについて事業の進捗状況を確認いたしました。

以上のような審査経過を踏まえ、当委員会に付託された全ての議案は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。御報告といたします。

○議長（畑岡洋二君） 以上で各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので発言を許可いたします。

14番石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、討論いたします。

議案第64号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

提案の理由では、本案は地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであるとしております。笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、笠間市国民健

康保険税条例、平成18年笠間市条例第113号の一部を次のように改正するものとしています。

一つは、第3条第2項ただし書中、65万円を66万円に改め、同条第3項ただし書中、24万円を26万円に改める。第19条第1項中、65万円を66万円に、24万円を26万円に改め、同項第2号中、29万5,000円を30万5,000円に改め、同項第3号中、54万5,000円を56万円に改めるものであります。

上記の改定は、次のような措置になります。

一つは、課税限度額が基礎課税分（医療分）では、現状の65万円が1万円増の66万円になり、後期高齢者支援金等課税額（後期分）では、現状の24万円が2万円増の26万円になります。介護納付金課税額（介護分）では変更なしのため、17万円のままであります。これらの増額により、課税限度額は現行の106万円から3万円増の109万円に増額になります。

私たちは、国民健康保険の賦課限度額、賦課上限額の増減に反対です。社会保障や税の在り方については、私たちは、負担は能力に応じて、給付は平等にという応能負担の原則に立つことが重要だと考えます。全国健康保険組合、協会けんぽや共済などの被用者保険については、保険料の負担上限を引き上げ、大企業の役員など高額所得者に応分の負担を求めていくということは妥当なことであります。しかし、国保は、このようなものはふさわしくありません。国保は、被用者保険とは仕組みが異なります。

異なる第1点は、被用者、つまり家族の数に応じた均等割負担があり、世帯の人数が増えるに従い賦課限度額に到達する所得は低下していきます。世帯の人数が多くなるほど、子どもの人数が多くなるほど低い所得で賦課限度額を支払うことになり、住民の負担が増えることになります。賦課限度額を3万円引き上げるとは、高額所得ではない世帯からも国保税負担を増やすことになります。国保の賦課限度額の引上げは行うべきではありません。

第2には、国保の被保険者は、加入世帯の43%が年金生活者などの無職、そして3割程度が非正規労働者ということで、低所得者が多い医療保険という特徴が全国的にはございます。笠間市もその傾向に沿っています。その上、事業主の負担がない制度です。年収や家族構成が同じでも国保の世帯は協会けんぽに比べると2倍以上の保険料を支払っている、そういうところがございます。均等割の負担軽減、法定軽減に関わる所得判定基準の見直しを行い、5割及び2割軽減措置に関わる所得判定基準について、被保険者数に乗ずる額を引き上げるものです。これにより、均等割額の軽減割合が5割、2割の適用を受ける所得層が広がりますが、これに要する費用は課税限度額の引上げでやられた国保税額の増収分が結果的に充当されることになるものと思います。

一方、均等割額は、3月議会でそれぞれ4万4,600円から5万7,300円に引上げになっており、5割、2割軽減割合が5割、2割の部分も引上げがなされ、従前の国保税より税額は増加します。所得の低い人にも負担増になっていきます。

これらを改善するには、その改善策は賦課限度額の引上げをやめ、国庫負担を増やし、国保税率の引下げ、均等割の軽減、子どもの均等割額をなくす、その上で国保税を応能負担型に改革することが必要であると考えます。

昨年度までの均等割額4万4,600円は5万7,300円に引上げになり、今回の措置で軽減措置の所得階層が広がっても軽減割合が5割、2割の均等割額は、それぞれ2万2,300円から2万8,600円に、3万5,600円から4万5,800円に引上げになり、国保税は増額します。低所得者の低い国民健康保険、その国保財政の中でのつじつま合わせでは、高過ぎる国保税の軽減にはならず、この方法での対応では引き続き値上げにつながります。この方式を続けることはやめるべきです。

全国知事会、全国市長会も、以前から国庫補助の大幅な増額が必要であると国に要望しています。同時に、市としては、市の財政調整基金、国保の財政調整基金、一般会計からの繰入れ増により住民の負担増にならないよう対策を行う必要があると考えます。物価高騰の中、そのような支援は必要であると考えます。よって、議案第64号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対いたします。

議員の皆様方には、御理解と御賛同いただきたくお願い申し上げまして、反対討論いたします。ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、諮問第1号 審査請求に関する諮問についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、答申案のとおり棄却すべきと答申することです。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第64号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、マイクの賛成ボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（畑岡洋二君） マイクの賛成ボタンを押すと、賛成ボタンのランプが点滅から点灯に変わります。

賛成ボタンを押した方は、賛成のボタンのランプが赤く点灯しているか御確認ください。確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 採決を確定します。

投票総数20、賛成18、反対2、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 市道路線の廃止及び認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 動産購入契約の締結について（基幹系パソコン購入）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 動産購入契約の締結について（基幹系プリンター購入）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第69号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第3、議案第69号 笠間市の特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例及び笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動
の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第69号 笠間市の特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例及び笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等の一部改正に伴い、所要の
改正をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

〔総務部長 瀬谷昌巳君登壇〕

○総務部長（瀬谷昌巳君） 議案第69号 笠間市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例及び笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、公職選挙法施行令及び公職
選挙法施行規則の一部の改正が令和7年6月4日に施行されたことに伴い、物価の変動な
どにより選挙における選挙長、立会人などの報酬の基準額並びに市長及び市議会議員選挙
における選挙公営に要する経費を、基準単価が見直されたことに伴い所要の改正をするも
のでございます。

議案書の新旧対照表で御説明申し上げます。

最初に、3ページの笠間市の特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例、別表において定める選挙長等の報酬の額につきましては、選挙長は1万600円から
1万2,200円に、選挙立会人は8,800円から1万100円に、開票管理者は1万600円から1万
2,200円に、開票立会人は8,800円から1万100円に、投票管理者は1万2,600円から1万
4,500円に、期日前投票所の投票管理者は1万1,100円から1万2,800円に、投票立会人は
1万700円から1万2,400円に、期日前投票所の立会人は9,500円から1万900円に改めるも
のでございます。

次に、4ページ、5ページの笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例第7条、第9条及び第10条につきまして、選挙運動用ビラの1枚当た
りの作成単価の限度額を7円73銭から8円38銭に、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作
成単価の限度額を541円31銭から586円88銭に改めるものでございます。

2ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行

するものでございます。

以上、議案第69号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第1号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第4、議員提出議案第1号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

9 番田村幸子君。

〔9番 田村幸子君登壇〕

○9番（田村幸子君） 議長の許可を得ましたので、議員提出議案第1号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者を代表し、提案理由を申し上げます。

笠間市議会は、議員定数等調査特別委員会において、定数に付随して常任委員会の体制に関する議論をしてまいりました中で、予算、決算の審査のための常任委員会の設置が必要であるという結論に至りました。常任委員会の設置により、今まで特別委員会を設置し審査を行っていた当初予算や決算審査、また、各常任委員会で個別に審査を行っていた補正予算等の議案を一つの委員会で審査することで、予算及び決算審査をより充実されるべ

く、今後新たに予算決算常任委員会を設置するため、所要の改正を行うものであります。

以上、地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提案いたしますので、議員各位におかれましては、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付託された議案の審議が全て議了いたしました。

これにて、令和7年第2回笠間市議会定例会を閉会といたします。

この後、直ちに全員協議会を開きますので、全員協議会室にお集まりください。

午前10時31分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員